

令和8年7月
政策統括官（統計制度担当）付
統計委員会担当室

令和7年度統計法施行状況に関する審議について（案）

1 基本的な考え方

- 標記審議は、統計法第55条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを統計委員会が把握することにより、同法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施する。
- 令和7年度の統計法施行状況については、統計委員会への報告を踏まえ、各府省における取組の更なる推進を促すため、重要事項を絞り込んだ上で審議を行う。

2 審議の具体的な進め方

(1) 審議の方法及びスケジュール

- 7月： ・ 総務省から施行状況について報告
・ 審議の具体的な進め方及び審議事項の決定
- 8月： ・ 関係府省からの提出資料に基づくヒアリング
- 9月： ・ 審議結果の取りまとめ

(2) 審議事項の選定の考え方（案）

第Ⅳ期基本計画の3年度目に当たる令和7年度については、これまでの審議内容を踏まえつつ、次期基本計画策定も見据えて、有意義かつ効率的な審議を行う観点から、基本計画別表の「第2 公的統計の整備に関する事項」^(注)に掲げられた項目について、以下を考慮し審議事項を選定する。

- ・ 実施時期が令和7年度（2025年度）までに到来しているもので、かつ、統計委員会（分科会及び部会を含む。）における審議が過去2年間行われておらず、今後も予定されていないもの

（注）基本計画別表の「第3 公的統計の策定・提供・利用の基盤整備」については、大半が統計作成プロセス部会、デジタル部会等の審議対象。

令和7年度統計法施行状況報告の審議対象事項(案)

【基本計画 事項別推進状況】

資料5―3 別添

No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和7年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
50	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 不動産登記情報の活用方法について、令和6年度（2024年度）から標本設計や調査結果の補完等の観点から検討を開始し、令和8年度（2026年度）に実施する予備調査にて、補助情報・参考情報として活用する予定。	実施・検討予定
53	○ 農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 令和4年度（2022年度）から、大臣官房統計部が省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・分析し、省内に提供する取組を開始。令和5年度（2023年度）以降は、学識経験者の知見も活用しながら政策部局側と連携しつつ調査・分析を実施し、計16件の分析レポートを提供・公表した。 また、平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援した。	継続実施